

中間的とりまとめ(案)に対するコメント

平成 22 年 5 月 6 日

佐藤 主光

- (1) PFI 推進の障害として「民間のノウハウや創意工夫が十分に活用されていない」(2頁)などが挙げられていますが、その要因としては、事業者への許認可、公務員制度など PFI の周辺に位置する既存の制度・規制があると思います。たとえば、定期的な配置転換を前提とした現行の公務員制度では、公共部門の中で PFI の専門家を育成することは難しいでしょう。また、食品衛生法や薬事法等、現行の規制では個別事業ごとに特定目的会社(SPC)が認可を得たり、有資格の人員を雇用することが求められています。こうした分野ごとに「縦割り」の規制は、「包括・一括」型の契約・運営体制を図る PFI の理念と相容れません。とりまとめでは、「公物管理権」の部分開放などの特例措置に言及されていますが、規制緩和として、PFI 制度を既存の規制・制度の特例にし、(無論、安全・法令順守は担保した上で)PFI の理念を優先させることも一案かと存じます。全国的に実施することが困難であれば、「構造改革特区」として、一部の自治体について実験的に既存の規制・制度を緩め、PFI の促進を図ることもありうるでしょう。
- (2) 上と関連しますが、地方自治体が PFI 制度を「使い勝手」が悪いと認識する一因として、現行の地方財政制度があると思います。PFI に比べて地方債による資金調達の方が割安になるには、自治体の総合的な信用力や PFI に係る取引コスト・リスクによるのではなく、地方債に対して「国の暗黙裡の信用保証」がある(と少なくとも今でも自治体が認知している)からです。つまり、現行の地方債市場は、公的資金の比重が高く、投資家も正しいリスク(自治体単独の信用リスク等)を織り込んでいないという意味で歪んでいるわけです。他方で既得権益(地方に対する国の手厚い財源保障・信用保証)を温存しておいて、一方で PFI による民間の創意工夫の活用や社会資本整備の効率化を推進するというのは(個別の制度・政策にはそれぞれの根拠があるとしても)全体として整合性に欠くように思われます。
- (3) PFI 制度を社会資本整備・更新の(既存の公共事業方式に対する)「オプション」としてではなく、「デフォルト」(特段の理由がなければ、PFI で実施することが原則)として位置づけることがあってもよいかと存じます。無論、当面は、公共事業が一定規模以上、あるいは施設整備等 PFI の案件に乗りやすい分野について PFI を優先させ、そのうえで、規模・対象を広げていってもよいかと存じます。

(4) 質問:とりまとめ(案)の一頁で、「税制上の措置を含めて、PFI 制度を見直して」とありますが、これは大学法人・独立行政法人の実施する PFI 事業に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置などを念頭に置いているのでしょうか。あるいは PFI 事業者に対する法人税まで含めるのでしょうか。税制上の「優遇措置」(政策税制)をさすのか、あるいは税制が PFI の支障となっているならば、それを除去するということが意図でしょうか。